

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	質問	回答
1	1	第1	2			既設状況	1系水処理施設は施設の不等沈下があるのご記載ですが、機械・電気設備の更新計画に当たり、配慮すべき事項をご指示願えないでしょうか。	要求水準書（案）をご確認いただき、判断してください。
2	1	第1	2			既設状況	2系水処理施設用土木建築躯体は平成13年に施工されているのご記載ですが、躯体の劣化診断結果をご開示いただけないでしょうか。その他機械・電気設備の新設計画に当たり、配慮すべき事項をご指示願えないでしょうか。	躯体の劣化診断は実施していません。躯体の劣化診断の扱いも含め、配慮すべき事項は要求水準書（案）において示します。
3	1	第1	2			耐震補強	「現在稼働中の1系水処理施設は、・・・耐震性の確保が求められているうえに、」とありますが、18頁で機械棟および1系水処理棟の各躯体は設計・施工業務の対象外とされておりますので、本事業で1系水処理施設を利用する際の耐震補強工事は事業者範囲外と考えますが宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	1	第1	2			不等沈下	「現在稼働中の1系水処理施設は、・・・耐震性の確保が求められているうえに、施設の不等沈下がある。」とありますが、18頁で機械棟および1系水処理棟の各躯体は設計・施工業務の対象外とされておりますので、本事業で1系水処理施設を利用する際の不等沈下対策は、事業者範囲外と考えますが宜しいでしょうか。	不等沈下による管廊の漏水箇所の補修は事業範囲に含める予定です。要求水準書（案）をご確認ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
5	1	第1	2				2系水処理施設の耐震性	「1系水処理施設の機能を2系水処理施設へ段階的に移転することにより、・・・水処理施設の耐震性を確保していく」とあり、また、18頁で2系水処理棟の躯体は設計・施工業務の対象外とされておりますので、2系水処理の土木建築躯体の耐震補強工事は、事業者範囲外と考えますが宜しいでしょうか。	2系水処理施設は耐震性能を有する施設です。躯体の改造を提案する場合は、耐震性能が保たれるよう、必要に応じて補強工事を実施してください。
6	2	第1	5	(2)			業務内容	中央監視設備点検・再生水設備点検は神戸市が実施と記載がありますが、その他設備と扱いを分けている理由をご教示ください。	本事業特有の性質のためです。中央監視設備点検及び再生水設備点検は、更新するまでの期間は、本市で実施する方針です。
7	2	第1	5	(2)			業務内容	維持管理業務は、既存施設を含む、本処理場の全てを対象として本業務にて行うとの解釈でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
8	2	第1	5	(2)			維持管理業務の分担	チ見学者案内業務がありますが、見学者受け入れの基準（実施日、受入れ最大人数等）は事業者で決定しても宜しいでしょうか。過去数年間の見学者受入数、受入日の実績を開示いただけないでしょうか。	要求水準書（案）において示します。
9	2	第1	5	(2)			維持管理業務の分担	ストックマネジメント計画策定業務とありますが、範囲・実施時期を含む業務の詳細につきましては、要求水準書で示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
10	2	第1	5	(2)			維持管理業務の分担	ストックマネジメントによって、抽出された新たな改築・補修などの計画が発生した場合は、貴市から別途発注頂けるとの認識で宜しいでしょうか。 また、改築工事が発注される場合は建設JV（もしくは担当工種企業）へ随意契約で発注されるとの認識で宜しいでしょうか。	既存施設の改築・修繕については本市が別途発注しますが、本事業において事業者が施工した施設の修繕については事業者の負担とします。また、別途発注工事について随意契約を行うとは限りません。
11	2	第1	5	(2)			施設区分	改築更新施設と新設施設の区分を明示ください。18頁の表には新設施設の記載がありません。	改築更新施設は既存施設の撤去後に新しく設置する施設を、新設施設は本事業で新たに必要となる施設を指します。詳細は要求水準書（案）において示します。
12	3	第1	7				事業期間	設計・施工期間は工期短縮の事業者提案を可能とするとありますが。工期短縮提案は技術評価時の加点対象となるのでしょうか？	入札公告時の落札者決定基準において示します。
13	3	第1	7				事業期間	工期短縮提案を行うにあたり、実施方針では施工期間として3期に分かれて記載されていますが、各期に設定された、施設毎の工期に稼働できる状態にあることを前提に、3期分を一体として捉えて問題ないでしょうか？	ご認識のとおりです。ただし、年度毎の支払額は本市の支払限度額が上限となります。
14	3	第1	7				事業期間	設計・施工期間について、万が一ご指定の事業期間内での施工が困難と判断した場合は、最適な工程に組み直して提案を行っても問題ないでしょうか。	提案時は事業期間内での施工を提案条件とします。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	質問	回答
15	3	第1	7			工期短縮	工期短縮提案について、貴市の支払限度額を踏まえた協議により当初提案より短縮幅を減じた期間で合意した場合、費用増については貴市にてご負担いただけたらと考えて宜しいでしょうか。	事業者が当初提案で示した短縮期間と比べて、落札後の契約協議により短縮期間が長くなった場合の費用増については、事業者にて負担いただきます。
16	3	第1	7			工期	第2期計画の着手年と、第3期計画の着手年との間に1年間の期間がありますが、この期間に想定されている第2期計画での工事内容をご教示ください。	要求水準書（案）において示します。
17	3	第1	7			工期	第2期工事にて配置する監理技術者または主任技術者が第3期工事の監理技術者または主任技術者を兼務することは可能でしょうか。	第3 3 (1) イ (キ) 記載の要件（建設JV構成員ごとに下請契約の額に応じて、また、JV構成員1社が複数の業種を担当する場合は、担当業種に応じて管理技術者または主任技術者を専任配置）を満たす場合、第2期工事と第3期工事の兼務は可能です。
18	3	第1	8	(2)		対価の支払い	維持管理業務は役務提供(労務費)が大部分のため毎月完了検査後、30日以内に支払う等の分割支払いはできないのでしょうか？	入札公告時に示します。
19	3	第1	8	(2)		維持管理業務に関する物価変動	物価変動による単価の改定は、一定以上の変動があった場合には神戸市殿との協議の上変更を行うとの記載がありますが、具体的数値をご教示ください。	入札公告時に示します。
20	3	第1	8			事業者への支払い	設計・施工業務、維持管理業務に係る事業費（支払限度額）は、各工種、業務ごとに示されますでしょうか。また、維持管理業務を含む事業費（支払限度額）算出根拠は明示いただけますでしょうか。	事業費（支払い限度額）は非公表です。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
21	4	第1	8	(2)	表		軽微な修繕	「既存施設」が事業者となっておりますが、2頁の表エで示されたとおり、貴市範囲と考えて宜しいでしょうか。	既存施設の修繕業務のうち、軽微な修繕は維持管理に含める内容を指しており、事業者の業務範囲とします。
22	4	第1	8	(2)	表		定期修繕	「既存施設」は貴市となっておりますので、概要欄に示された「民間事業者が定めた定期修繕計画」は、既存施設に関する計画策定は事業者範囲外と考えますが宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。 既存施設の修繕業務のうち、定期修繕は本市の業務範囲であり、概要欄の「民間事業者が定めた定期修繕計画に則り」との記載は、「定期修繕計画に則り」と読み替えてください。 内容を修正した実施方針（案）を後日公表します。
23	4	第1	8	(2)			事業者への支払い	既存施設の軽微な修繕は事業者が行う旨の表の記載となっておりますが、既存施設の経過年数・故障頻度・健全度等を予め定義頂き、ご教示頂くことは可能でしょうか？	入札公告時にストックマネジメント計画の概要を示しますので、ご確認ください。
24	4	第1	8	(2)			突発的な修繕	既存施設の突発対応は貴市とありますが、作業業者の手配等も貴市対応いただけると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	4	第1	8				施設区分	改築更新施設と新設施設の区分を明示ください。18頁の表には新設施設の記載がありません。	No11の回答をご参照ください。
26	4	第1	8				修繕費の負担	改築更新施設と新設施設に対し、突発的な修繕が事業者負担となっておりますが、事業者帰責でない場合の費用は貴市負担と考えますが宜しいでしょうか。	改築更新施設と新設施設における突発的な修繕は、事業者の業務範囲としたうえで、事業者帰責でない場合の費用負担はその事由により協議のうえ決定します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	質問	回答
27	4	第1	9			提案における限度額	限度額は入札公告時点で公表されると解釈して良いですか。	No20の回答をご参照ください。
28	4	第1	9			提案における限度額	限度額はどのような根拠に基づいて設定されるのかご教示ください。	No20の回答をご参照ください。
29	4	第1	9			提案における限度額	限度額とは別に予定価格も設定されると想定しますが、仮に複数社からの提案があった場合、予定価格は最も安価な見積額を採用するのか、もっとも優れた提案を行った入札参加者の見積額を採用するのかご教示ください。	予定価格は、限度額以内の金額を前提として事業者が提案する見積書を基に、本市が精査して設定する価格となります。予定価格の設定方法及び査定方法については、提示しません。
30	4	第1	9			限度額	限度額は設計・施工業務と維持管理業務の合計額で遵守すればよいと考えますが宜しいでしょうか。	支払限度額は、設計・施工業務と維持管理業務の合計ではなく、それぞれを上限とします。
31	4	第1	9			提案における限度額	ここでいう限度額は、何に対するものでしょうか。また設定された額は、公表されるものと考えてますが宜しいでしょうか。	No20及びNo30の回答をご参照ください。
32	4	第1	11			更新費用	維持管理期間に法で定義された機器の耐用年数（主要機器15年）を迎え、維持管理期間はこの期間を超過します。そのため一回の更新（19年間）を想定して費用算定する必要がありますか。	市で定める目標耐用年数まで延命化しつつ継続使用することを想定しています。また、本事業期間中に発生するストックマネジメント計画に基づく大規模修繕や更新は、別途、市が発注するため、入札金額として費用算定する必要はありません。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
33	4	第1	11				事業期間終了時の措置	経年劣化による修繕を要することがない状態 でありますが、定期修繕は含まれないとの 理解で宜しいでしょうか。突発的な修繕も不 測の事態には引き渡し後1年以内に発生する可 能性もあり、どの程度の修繕を要することが ない状態か、明示して頂けますでしょうか。	事業期間後における定期修繕や突発修繕の扱 いについては、要求水準書（案）において示 します。
34	5	第2	2				スケジュール	維持管理業務委託契約締結は令和3年3月下旬 とありますが、実際に維持管理業務を開始す るのは3頁の7 事業期間の維持管理期間は令和 4年4月～と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
35	5	第2	2				事業者の募集及 び選定に関する事 項	選定スケジュール予定が示されていますが、 入札説明書等に関する質問回答が令和2年8 月28日（金）で、参加表明書及び資格確認申 請書の提出の令和2年8月7日（金）～8月 21日（金）より後になっております。通常、 入札説明書等の質問回答をもって参加申請す るものと考えますが、質問回答を参加申請書 類提出前に変更頂けるものとの理解で宜しい でしょうか。	ご意見として承ります。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
36	6	第2	2				選定の手順及びスケジュール	技術提案書及び再技術提案書の提出と同時に見積書の提出が求められ、それとは別で入札書の提出が求められています。ここで記載されている「見積書」とはどのような位置付けの見積書でしょうか。予定価格設定のための見積書でしょうか。予定価格設定のための見積書であれば、再技術提案時に提出する見積書を採用されるものと考えますが宜しいでしょうか。また、入札書の金額は、上記見積書に提示する金額の制限を受けるのでしょうか。（例：見積書 \geq 入札書）	見積書又は改善見積書は、予定価格設定のために徴収するものであり、扱いについては公告時に示します。入札書の金額は、見積書及び改善見積書に制限は受けません。
37	6	第2	2				SPC設立	維持管理業務委託の契約者はSPCとする必要があるでしょうか。その場合落札者決定からSPCを設立し、維持管理業務委託契約を締結する期間が確保できていないと考えます。	維持管理委託業務契約は本市とSPCで行います。落札者決定から維持管理委託業務契約締結までの期間が短いという件については、ご意見として承ります。
38	6	第2	3	(2)			実施方針（案）に関する質問及び意見への回答	質問者の競争上の地位その他正当な利益の確保の観点から非開示とすることが妥当であると判断したものは、質問及び回答を公表しないとの記載がありますが、その判断基準をご教示ください。	固有の技術や提案内容が推察される場合や企業を特定しうる場合、質問（様式1）において、質問者の特殊な技術、ノウハウに密接に関連するため「個別回答希望」として提出された場合を想定しています。
39	6	第2	3	(3)			入札公告	ここでは、要求水準書が公表されるとの記載がありますが、前段2頁にて「入札公告時の要求水準書（案）において」とあります。記載に整合が取れていないように見受けられますので、再度スケジュールをご明示ください。通常、要求水準書（案）公表 \rightarrow 質疑・回答 \rightarrow 要求水準書の公告という流れと考えますが、本事業につきましても同様の流れと理解して宜しいでしょうか。	ご意見として承ります。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
40	8	第3	1				入札参加者の備えるべき参加資格要件	「～。(別紙1のとおり)」とありますが、別紙1には「イメージ」との記載があります。別紙1はイメージ=参考であり、必ずしも応募者グループ（入札参加者）が別紙1のとおり形態を採る必要はないと考えますが宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
41	8	第3	1	(3)			代表企業の要件	入札参加資格以外に代表企業に求められる要件があればご教示ください。	入札参加者グループの代表企業の要件は、入札参加資格以外にはありません。
42	8	第3	1	(5)			代表企業の変更	設計・建設期間と維持管理期間の代表企業の変更は認めないということですか。	ご認識のとおりです。
43	9	第3	2	(7)			入札参加条件	代表企業・構成企業に関わらず、資本関係のある企業は別の入札参加者の構成企業になることはできないという認識でよいでしょうか。	資本関係のある企業は別の入札参加者の構成員になることはできません。第3 2 (7) 「の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。」は誤記のため削除と認識ください。内容を修正した実施方針（案）を後日公表します。
44	10	第3	3	(1)	ア	(イ)	建設JVの構成企業数	p. 8 1. (1)では「グループを構成する企業数の上限は任意」とありますが、企業数は2社から4社に限定されるのでしょうか。	ご認識のとおりです。維持管理業務を含む、入札参加者グループの構成企業数は任意ですが、建設JVを結成する場合、その構成する企業数は2社から4社とします。
45	10	第3	3	(1)	ア	(ウ)	用語の確認	「主として担当する業務」とのご記載について、定義をご教示下さい。例えば主として施工業務を担う者が、設計業務の一部を担当する場合に設計業務について令和2・3年度神戸市競争入札参加資格名簿への登録は不要と考えますが宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
46	10	第3	3	(1)	イ	(ア)	施工業者の実施を担う者の要件	<p>建業法の許可について、「機械器具設置工事業」「電気工事業」「土木工事業」「建築工事業」「水道施設工事業」が求められていますが、これは共同企業体を構成する企業が上記のいずれかを保有し、共同企業体として上記許可を満たせば良いとの解釈でよろしいでしょうか？</p>	<p>単独企業または建設JV構成企業が、各々の担当する特定建設業の許可を受けていることが要件です。</p>
47	11	第3	3	(1)	イ	(カ)	参加要件(電気)	<p>自社で製作したものに限るとの記載がございます。 「自社で製作した」の定義としては通常の神戸市殿一般競争入札での参加要件同様に、「自社にて設計・製作・社内試験を一貫して行ったもの」と解釈として良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
48	11	第3	3	(1)	イ	(キ)	参加要件	<p>通常のプラント工事同様、主任技術者又は監理技術者の設置について機器製作期間と現地施工期間に区分し別の者を配置することは問題ないでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
49	11	第3	3	(1)	イ	(キ)	参加要件	<p>通常のプラント工事同様、主任技術者又は監理技術者について設計期間中は他案件と兼務は可能と判断しますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
50	11	第3	3	(1)	イ	(キ)	参加要件	<p>現場工事を短期間実施し、その後長期間機器製作期間を経て再度現場工事に入る場合が想定されます。 その場合の技術者配置は実態に応じて現場で施工する期間についてのみ現地施工期間の技術者を、それ以外の期間には機器製作期間の技術者を配置するものと考えて良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
51	11	第3	3	(1)	イ	(キ)	入札参加者の備えるべき参加資格要件	「建設JV構成員ごとに、下請契約の額に応じて監理技術者または主任技術者を専任で配置すること。」とありますが、土木・建築工事のみが工事期間中であって機械・電気設備工事は工事期間中でない場合は、機械・電気設備工事を担当する構成企業については主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
52	11	第3	3	(1)	イ	(キ)	入札参加者の備えるべき参加資格要件	機械・電気設備工事のみが工事期間中で土木・建築工事が工事期間中でない期間において、土木・建築工事を担当する構成企業は主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置する必要はないと理解しますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
53	11	第3	3	(1)	イ	(キ)	入札参加者の備えるべき参加資格要件	工事期間が長期間に亘ることから、監理技術者または主任技術者の途中変更は認めていただけるものと考えますが宜しいでしょうか。	国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルのとおりです。
54	11	第3	3	(1)	ウ	(ア)	設計業務の実施を担う者の要件	「建設JV構成員のいずれか」とありますので、複数の構成員で分担してa～dの要件を全て満たしてもよいと理解しますが宜しいでしょうか。	第3 3 (1) ウ 設計業務の実施を担う者の要件について一部内容の見直しを検討します。
55	11	第3	3	(1)	ウ	(ア)	b 設計業務の実施を担う者の要件	当該項目については、技術士（上下水道部門）が2名以上在籍しておれば要件を満たしていると理解しますが宜しいでしょうか。	No54の回答をご参照ください。
56	11	第3	3	(1)	ウ	(ア)	c 設計業務の実施を担う者の要件	管理技術者、担当技術者、照査技術者は本件に専任で配置する必要はないと考えますが宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
57	11	第3	3	(1)	ウ		設計業務の要件 設計業務の要件について記載がございすが、電気設備に関する設計を担う者は、3.ウ.(ア).bの技術士の資格、及び、cの管理技術者/担当技術者/照査技術者の配置を満たせば良いとの解釈でよろしいでしょうか？ (a. 建築士の資格保有者、及び、d. 土木/建築部分の実設計の元請実績を問わない)	No54の回答をご参照ください。	
58	12	第3	3	(1)	ウ	(イ)	土木・建築部分の設計業務を設計受託者に委託する場合であっても、cに記載された要件のなかで、bの要件 (ウ.(ア).bに記載の技術士の資格者の在籍) は必要でしょうか。	No54の回答をご参照ください。	
59	15	第5	2				建設JVの結成 落札者は、基本契約の締結後に、…建設JVを結成することとある一方、事業スケジュールでは基本契約と工事請負契約はいずれも3月下旬締結が予定されております。基本協定締結後あらかじめ建設JVを結成するが、基本契約は落札者（グループで応募の場合は全構成企業）が締結するとの理解で宜しいでしょうか。	内容の一部見直しを検討します。	
60	15	第5	3	(3)			SPCへの出資者 維持管理業務を担う構成企業は、必ずSPCに出資するもののご記載ですが、協力企業がSPCから直接業務を受託又は請負することを認めて頂けますでしょうか。また、その場合の協力企業は構成企業となる必要はなく、SPCへの出資が必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理業務を統括する企業が第3 3 (2) 記載の要件を全て満たし、SPCに出資している場合で、本市の書面による事前の承諾を受けることにより、SPCから協力企業へ維持管理業務の一部を再委託することを認めます。また、その場合の協力企業は構成企業となる必要はなく、SPCへの出資は必要ありません。	

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
61	15	第5	3	(3)			SPCへの出資者	維持管理業務を担う構成企業は、必ずSPCに出資するもののご記載ですが、構成企業は入札参加者で独自に決定可能と考えて宜しいでしょうか。例えば、維持管理業務のうち一部(植栽管理等)をSPCから請負うものは構成企業ではないと考えますが宜しいでしょうか。	No60の回答をご参照ください。
62	15	第5	3				落札後の手続き	基本協定締結後、速やかにSPCを設立する理由をご教示ください。 (維持管理業務委託契約締結が令和3年3月で、維持管理期間が令和4年4月～との記載があることから、令和4年3月迄にSPCを設立すれば良いのではないのでしょうか)	内容の一部見直しを検討します。
63	16	第5	4				基本契約の締結	「落札者及びSPCは、本事業における設計・施工、維持管理に関し、本事業に係る基本契約を本市と締結しなければならない。」とありますが、P6のスケジュールで落札者決定及び公表が令和3年2月中旬、基本契約締結が令和3年3月下旬となっており、実質1か月でのSPC設立から基本契約締結完了は不可能と考えますが、スケジュールを見直して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	No62の回答をご参照ください。
64	17	第7	2	(2)			雨天時浸入水	雨天時浸入水流入時の水量増加とは、13,300m ³ /日を超過する量のことを指しますか。また、 1 雨天時浸入水として処理すべき水量を提示願います。 2 具体的な処理方法について、貯留とは別と考えてよろしいですか。	雨天時における処理水量及び雨天時浸入水対策に関する要求水準については要求水準書(案)において示します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
65	17	第7	2	(2)			施設の処理能力	雨天時侵入水の流入による水量増加に対応する処理能力、貯留機能を確保すること（詳細は入札公告時に示す要求水準（案）を参照）とありますが、現状、計画汚水処理量に対し、何Q程度の雨天時侵入水があるのでしょうか？	No64の回答をご参照ください。
66	17	第7	2	(2)			施設の処理能力	「分流式」とある一方で、「雨天時侵入水の流入による水量増加」とあります。設計値として扱う雨天時の「流入水量」・「流入水質」・「処理水質」をご提示いただけるものと考えますが宜しいでしょうか。	No64の回答をご参照ください。
67	18	第7	2	(4)			施設概要と維持管理業務の対象	維持管理業務の対象に既設の躯体も一部含まれておりますが、具体的にはどのような維持管理業務を想定されているかご教示ください。躯体の劣化診断等はすでに実施されているのでしょうか。	要求水準書（案）において示します。
68	18	第7	2	(4)			施設概要	既存施設(1系、2系)の設計施工業務の対象となっている設備以外は、本事業の対象外と考えますが宜しいでしょうか。	設計・施工業務の対象及び維持管理業務の対象は、P.18及び別紙2に示す通りです。詳細は要求水準書（案）に示します。
69	18	第7	2	(4)	表	※2	施設概要	“※2”の「転用」について、既存施設の転用とは、機械・電気設備の既設流用（機能増設含む）が良いということでしょうか。	転用は、利用用途の変更のことであり、機械・電気設備の既設流用の考え方については要求水準書（案）において示します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
70	18	第7	2	(4)	表	※2	施設概要	“※2”の「転用」について、既存施設で転用後、不要となる電気設備（盤、ケーブル、回路等）があると考えますが、撤去が必要ですか？	維持管理業務に支障のない設備等は撤去を求めません。
71	18	第7	2	(4)	表	※2	既存施設	※2にて、2系施設整備後は雨天時浸入水対策施設として「転用」とありますが、既設機器を用いた用途変更でしょうか。それとも改築（撤去・更新）でしょうか。	No69の回答をご参照ください。
72	19	第8	3				責任分担	事業契約書(案)で示されるリスク及び責任分担の内容は、入札前の質問内容を含め、契約締結前に変更協議が可能という認識で良いでしょうか。	原則変更しません。
73	19	第8	4				用語の確認	要求水準書等のご記載ですが、要求水準書以外で満足すべき基準・図書があればご教示ください。	要求水準書（案）に掲載予定の各種法令及び基準・仕様等、事業契約書（案）を想定しています。
74	別紙1						応札者グループのイメージ図	基本協定は、建設企業＋設計企業＋維持管理企業、基本契約は、基本協定締結企業＋SPC、工事請負契約は、建設企業＋設計企業とあります。工事請負契約では、設計企業は再委託可能とありますが、基本協定/基本契約を締結するに際し、設計企業を構成員として考慮する必要はあるのでしょうか？	別紙1の図はイメージです。再委託先の設計企業は基本協定及び基本契約の締結に際して構成員となる必要はありません。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
75	別紙1						維持管理企業	維持管理業務委託契約段階で、維持管理業務企業が存在しなくてもよろしいですか。	第5 3 (3) 記載のとおり、維持管理業務を担う構成企業は、維持管理業務委託契約を締結するSPCに必ず出資することを求めます。別紙1はイメージ図であり、SPCと維持管理企業との間で契約が別途必要であると想定します。
76	別紙1						別紙1 応募者グループ (コンソーシアム)のイメージ	入札参加者が本事業における設計を自ら行う場合は、別紙1に記載のある「設計企業」は『自社』という理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
77	別紙1						別紙1 応募者グループ (コンソーシアム)のイメージ	入札参加者が本件工事における設計を一部自ら行わない場合であっても、別紙1に記載のある「設計企業」は工事請負契約において、建設JVの構成員となる必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	設計企業が建設JVの構成員になるかどうかは任意です。
78	別紙1						別紙1 応募者グループ (コンソーシアム)のイメージ	図中の赤枠内がコンソーシアムメンバーと考えて宜しいでしょうか。図中の赤枠の意味をご教示下さい。	赤枠内は建設に係る共同企業体の構成企業をイメージしています。
79	別紙1						別紙1 応募者グループ (コンソーシアム)のイメージ	図中から設計企業もSPC出資が必要とも解釈できます。要否確認させてください。	設計企業のSPCへの出資は任意です。
80	別紙2-2	1					電気設備確認	本事業にて中央監視設備を更新するよう記載がございますが、更新対象外の施設(汚泥圧送や砂ろ過等)の監視についても新中央監視設備で行う必要があるとの理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
81	別紙3	No4					別紙3 共通:制度関係:許 認可・届出	共通「許認可取得」の項目の内、事業者が取得すべき許認可の内容を具体的にご教示ください。	要求水準書（案）において示します。
82	別紙3	No5					別紙3 共通:制度関係:法 制度	本事業に直接関わるものの定義についてご教示ください。例えば、働き方改革関連法は直接関わると考えて宜しいでしょうか。	「本事業に直接関わるもの」は、下水処理場の設計・施工、維持管理事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令（下水道法、水質汚濁防止法等）を想定しています。 なお、質問例示の、働き方改革関連法は、広く一般に影響を与える法令であるため、「本事業に直接かかわるもの」に該当しません。
83	別紙3	No6					別紙3 共通:制度関係:法 制度	「～（上記以外のもの）」とは、具体的にどのようなものを指すのかご教示ください。	一例としては、労働安全衛生法の改正などを想定しています。
84	別紙3	No8					別紙3 共通:制度関係:税 制度	「上記以外のもの」とは、具体的に何を指すのかご教示ください。	法人税など、消費税の変更に関わるもの以外の税制度を指します。
85	別紙3	No9, 10					別紙3 共通:社会:住民対 応	住民対応の項目について、本事業に関するものと事業者が行う業務の違いをご教示下さい。	本事業に関するものとは、ポートアイランド処理場の改築更新事業自体に関する住民反対運動・訴訟・要望等を指します。 事業者が行う業務に関するものとは、調査・設計・施工・維持管理業務等において発生した騒音・振動・臭気・その他の不具合等に関する住民反対運動・訴訟・要望等を指します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
86	別紙3	No11					別紙3 共通:社会:環境問題	事業者が行う業務（設計、施工、維持管理等）に起因する環境の悪化といえど、対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に生じる損害は、事業者で管理できないリスクです。このリスクは事業を実施するにあたって当然に内在するリスクで、発注者である貴市にご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）等に示します。
87	別紙3	No11					別紙3 共通:社会:環境問題	「環境の悪化」とは関連法令を逸脱した状態と考えて宜しいでしょうか。	No86の回答をご参照ください。
88	別紙3	No13					別紙3 共通:社会:第三者賠償	「事業期間中に事業者に戻すべき」とは、「事業期間中に事象者に戻すべき要因で」と解釈しても宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
89	別紙3	No13					別紙3 共通:社会:第三者賠償	「事業者の責に戻すべき」とは、要求水準書及び技術提案書を逸脱したことによると解釈して宜しいでしょうか。	要求水準書（案）等に示します。
90	別紙3	No14					別紙3 共通:社会:第三者賠償	「上記以外の事由によるもの」とありますが、具体的にどのような事由をお考えかご教示ください。	複合的な要因で賠償責任が生じた場合などを想定しており、発生した事象を把握した上で、本市及び事業者の協議の上、負担者を決定します。
91	別紙3	No17					別紙3 共通:保険	保険について、設計、施工及び維持管理の各段階のリスクをカバーする保険は事業者負担となっていますが、引渡し後、施設所有に関する保険は貴市負担との考えで宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
92	別紙3	No. 21					価格改定条項	価格改定条項は入札前に公表されますでしょうか。	入札公告時に示します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	質問	回答
93	別紙3	No. 21				価格改定条項	価格改定条項の設定基準をご教示願います。	入札公告時に示します。
94	別紙3	No25				別紙3 共通:想定外の損害	想定外の損害について、第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、放火等）により、事業の変更・中断・停止などについては、事業者の管理業務の過失により発生した場合以外は貴市負担との理解で宜しいでしょうか。	リスク分担表No25の注3記載のとおり、事業者の管理業務の過失による場合は事業者の責とし、その他の場合は発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。
95	別紙3	No28				別紙3 共通:施設・設備 損傷:設計、施工 段階	「上記以外の要因によるもの」とありますが、事業者の責に帰すべき要因ではなく、例えば、第三者の要因によるものである場合のリスクは、貴市にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	発生した事象によりますが、第三者の要因によるものは、リスク分担表No25による可能性があります。
96	別紙3	No32				別紙3 共通:技術進歩	技術進歩に伴い設備の内容に変更が必要となる場合は事業者負担となっておりますが、貴市の指示による場合は精算対象との理解で宜しいでしょうか。また、具体的な対応については別途協議のうえ実施するとの理解で宜しいでしょうか。	本市の想定としては、陳腐化やラインナップ刷新による維持、補修部品の供給停止に対応する代替品の使用コストのリスクであり、それに伴う設備変更は事業者の判断によると思います。
97	別紙3	No32				別紙3 共通:技術進歩	技術進歩に伴う設備内容変更は事業者で実施可否を判断可能と考えて宜しいでしょうか。	No96の回答をご参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
98	別紙3	No33					リスク分担	記載事項は本事業に直接かかわる部分についてのみを対象とすると理解します。例えば既存施設の劣化が原因で見学者が怪我をした場合は神戸市殿の負担と考えますがいかがでしょうか。	安全な見学ルートの確保等に努めてください。
99	別紙3	No42					別紙3 調査・設計:設計 変更・遅延	「事業者の事由によるもの」とありますが、事業者の責に帰すべき要因ではなく、例えば、第三者の要因によるものである場合のリスクは、貴市にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	発生した事象によりますが、第三者の要因によるものは、リスク分担表No25による可能性があります。 また、「事業者の事由によるもの」とは、事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更等によるものを想定しています。
100	別紙3	No43～ 49					別紙3 調査・設計:用地	「～合理的に推測し得るもの」とありますが、当該事由が合理的であるかを判断する基準をご教示ください。また、「合理的に推測し得る」ことかどうかは貴市と事業者間で協議させていただけるものと考えますが宜しいでしょうか。	本市が提供した資料や本事業を行う上での工種別の事例等に基づき、判断が可能かというもので、一義的に明確な基準をお示しすることは困難です。 また、発生事象に応じて協議対象について本市と事業者で決定します。
101	別紙3	No52					別紙3 工事:撤去・建設:工事の遅延等	第三者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大に係るリスクは、貴市にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	No95の回答をご参照ください。
102	別紙3	No55					別紙3 工事:撤去・建設:引渡前損害	引渡前損害において、第三者の責に帰すべき事由に寄る場合のリスクは、貴市にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	No95の回答をご参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	質問	回答
103	別紙3	No56					別紙3 維持管理：維持管理・修繕の遅延等	第三者の事由によるメンテナンス、修繕対応の遅延・未完工・工事費の増大に係るリスクは、貴市にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	No95の回答をご参照ください。
104	別紙3	No. 61	注5				ライフライン・消耗品	電力（自家発電設備等）以外で事業者が対応可能なのは、「備蓄」との認識で良いでしょうか。	事業者にてご判断ください。
105	別紙3	No62					リスク分担	電気、ガス、薬品及び燃料等の使用量変動リスクは事業者が負担と記載がありますが、使用料(単価)の変動に対する負担の考え方をご教示ください。	No19の回答をご参照ください。
106	別紙3	No. 62					ライフライン・消耗品	No. 65, 66, 67, 69に起因する電気、ガス、薬品及び燃料等の使用量の変動リスクは、本市（神戸市）の負担との認識で良いでしょうか。	No19の回答をご参照ください。
107	別紙3	No69					別紙3 維持管理：水処理性能	処理水質のみでなく、処理そのもの或いは処理機能が要求水準を達成できなくなった場合の費用増大についても、貴市にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	リスク分担表No71までに示していない事項は、リスク分担表No72に示すとおりです。
108	別紙3	No69					別紙3 維持管理：水処理性能	「（想定外の地盤沈下や既設土木躯体の欠陥等）」とありますが、ここでいう「等」というのは具体的にどういったものを指すのかご教示ください。	あくまで例となりますので、等と記載をしております。
109							予定価格	予定価格設定に当たり、基準となる見積りに対し査定を行うかどうかご教示ください。	入札公告時に示します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての質問に対する回答

No.	頁	対応箇所	質問項目 (タイトル)	質問	回答
110			予定価格	予定価格を設定される場合公表時期をご教示ください。	予定価格の公表はいたしません。